

## 武豊中央公園のイベント等使用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、武豊町都市公園条例（以下、「条例」という。）および武豊町都市公園条例施行規則（以下、「施行規則」という。）に定めのない範囲において、武豊中央公園のイベント等使用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (使用の協議)

第2条 武豊中央公園をイベント等のため使用する場合、事前に都市計画課と協議しなければならない。

### (許可申請)

第3条 次に掲げる行為を含むイベント等の場合は、条例第2条第1項に規定する行為の許可を受けなければならない。

- 一 行商、募金その他これらに類する行為
- 二 事業として写真または映像を撮影する行為
- 三 興行行為（観客を集めることを目的とした催しで、観料を徴収するもの）
- 四 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部または一部を占用する行為

2 許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 都市公園内行為許可申請書（施行規則様式第6号）
- 二 事業計画書
- 三 誓約書

3 前項第2号の事業計画書には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 イベント内容（出店者数を明記）
- 二 スケジュール（使用する期間を明記）
- 三 配置図（出店場所、看板設置場所を明記）
- 四 占用区域の面積
- 五 告知の内容
- 六 問合せ先

### (使用の予約)

第4条 武豊中央公園をイベント等に使用する場合、使用予定日の120日前から予約をすることができる。ただし、使用予定日の前日（使用予定日の前日が閉庁日の場合、それより前の最も近い開庁日）までに条例第2条第1項に規定する許可を受けていない場合、予約は無効とする。

2 予約は、町が開設した電子申請フォームへ入力し送信することによって行う。

### (事前告知)

第5条 イベント等を行う者は、予定日の1週間前までに武豊中央公園の掲示板へ告

知を掲示しなければならない。

2 掲示する告知の大きさは A4 以上とし、掲示板のほか使用場所付近にも掲示するよう努めることとする。

3 イベント等を行う者は、イベント等の開催について武豊中央公園の近隣住民への事前周知を図るよう努めるものとする。

(駐車場の利用)

第6条 公園駐車場は占用区域に含めることができないものとする。ただし、やむを得ない事由により町長が認める場合はこの限りでない。

2 イベント等を行う者が告知の内容に公園駐車場を掲載する場合は、次の各号に掲げる内容について明記しなければならない。

一 公園の駐車場はイベント等の専用駐車場ではないこと。

二 公園の駐車場には限りがあること。

三 公共交通機関の積極的な利用を促すこと。

(問合せ対応)

第7条 イベント等が開庁時間外に行われる場合、都市計画課はイベント等の実施責任者の連絡先を庁舎宿直室へ事前に通知するものとする。

(原状復旧)

第8条 イベント等を行う者は公園の使用後に清掃を行い、原状に復さなければならない。

2 イベント等で発生した廃棄物を公園内に廃棄してはならない。イベント等により廃棄物が発生することが予想される場合、イベント等を行う者は廃棄物の回収について対策を講じるよう努めなければならない。

(消防への届出)

第9条 テント広場でイベント等を行う場合、催物開催届を知多中部広域事務組合へ提出しなければならない。

2 露店等を開設する場合、露店等の開設届出書を知多中部広域事務組合へ提出しなければならない。

(火器の使用)

第10条 イベント等で火気を使用する場合、その内容について都市計画課と協議し、事業計画書に明記しなければならない。許可を受けた内容以外の事由、区域で使用してはならない。ただし、次に掲げる区域は火気の使用を許可しない。

一 テント広場

二 芝生広場

(使用料の追納)

第11条 公園使用の許可に係る使用料の納付後にイベント等の延期をする場合、当年度内かつ算定される使用料が当初の使用料を超えない限りにおいて、使用料の再納お

よび追納は必要ないものとする。

(雑則)

第12条 イベント等を行う者は、その内容に係る関係法令を遵守しなければならない。

2 イベント等のために、公園内の電気設備を使用してはならない。

3 武豊中央公園南側の町有地(字南中根42番地1地内)を利用する場合は、別途都市計画課まちづくり推進室と協議しなければならない。

附 則

この規程は令和8年3月1日から適用する。